

指導監査基準

(軽費老人ホーム編)

【令和8年度適用】

項目		頁	項目		頁	項目		頁	
第1 施設運営全般	1 福祉サービス提供の基本方針	1	第3① 人員基準 (ケアハウス)	6 調理員その他の職員	21	第5 運営基準	4 定員の遵守	29	
	2 採用及び解雇	1		7 入所者数の算定	21		5 サービス提供の記録	30	
	3 職員給与等の状況	2		8 常勤換算方法による職員数の算定等	22		6 利用料	30	
	4 労働安全衛生	3		9 職員の専従	22		7 処遇の質の評価等	30	
	5 職員研修の実施状況	4		10 宿直勤務等	22		8 サービス提供の方針	30	
	6 各種規程等の整備状況	4		11 テレワーク	22		9 身体的拘束等	30	
	7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	9		12 人事管理	22		10 生活相談等	31	
	8 休憩・休日	10		第3② 人員基準 (A型)	1 施設長(管理者)		23	11 健康の保持	32
	9 有給休暇	11			2 生活相談員		23	12 衛生管理等	32
	10 現金・預金の管理状況	11			3 介護職員		23	13 協力医療機関等	34
	11 入札方法・契約手続	11			4 看護職員		24	14 掲示	35
第2-1 災害対策	1 管理体制	13	5 栄養士		24	15 秘密保持等	35		
	2 消防計画等	13	6 事務員		24	16 苦情処理	35		
	3 施設防災計画等	13	7 医師		24	17 地域との連携等	36		
	4 消防署立入検査	14	8 調理員その他の職員		24	18 事故発生の防止及び発生時の対応	36		
	5 避難訓練	14	9 入所者数の算定		24	19 虐待防止対策	37		
	6 消防用設備等	14	10 常勤換算方法による職員数の算定等		25	20 記録の整備	38		
	7 浸水・土砂災害対策	15	11 職員の専従		25	第6 栄養・調理	1 食事・給食	39	
	8 地震・津波対策	16	12 宿直勤務等	25	2 調理業務の委託		41		
	9 原子力災害対策	17	13 テレワーク	25	3 調理室の衛生管理		41		
第2-2 防犯対策	1 防犯体制	18	第4 設備基準	14 人事管理	25				
	2 防犯対策の点検状況	18		1 居室	26				
第2-3 業務継続計画	1 計画の策定	19		2 浴室	27				
	2 研修及び訓練	19		3 調理室	27				
第3① 人員基準 (ケアハウス)	1 施設長(管理者)	20		4 医務室	27				
	2 生活相談員	20	5 その他	27					
	3 介護職員	20	第5 運営基準	1 運営規程	28				
	4 栄養士	21		2 勤務体制の確保等	28				
	5 事務員	21		3 入退所	29				

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1) 直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2) 計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3) 改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1) 直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答	B-1-(1)
		(2) 直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)	理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
	2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)	口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

関係法令等名称	略号
「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)	「軽費基準」
「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成20年5月30日老発第0530002号)	「軽費通知」
「愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和3年愛媛県条例第23号)	「軽費条例」
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)	「高齢者虐待防止法」
「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号)	「雇児488」
「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日雇児総発0329第1号ほか)	「雇児総0329第1号」
「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日社援発1352号ほか、平成29年3月7日最終改正)	「苦情解決の指針」
「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号)	「社施160」
「消防法」(昭和23年7月24日法律第186号)	「消防法」
「消防法施行令」(昭和36年3月25日政令第37号)	「消防法令」
「消防法施行規則」(昭和36年4月1日自治省令第6号)	「消防法規則」
「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」(昭和48年4月13日社施第59号、昭和48年12月1日社施第157号)	「社施59、157」
「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月16日社施第5号)	「社施5」
「社会福祉施設における防災対策の強化について」(昭和58年12月17日社施第121号、昭和60年9月21日社施第102号)	「社施121、102」
「社会福祉施設における火災予防対策について」(昭和61年8月29日社施第91号)	「社施91」
「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号)	「社施107」
「社会福祉施設における防火対策の再検討等について」(平成10年8月31日社施第2153号)	「社施2153」
「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」(平成22年3月15日付事務連絡)	「事務連絡」(22.3.15)
「社会福祉法」(昭和26年3月29日法律第45号)	「社福」
「労働基準法」(昭和22年4月7日法律第49号)	「労基」
「労働基準法施行規則」(昭和22年8月30日号外厚生省令第23号)	「労基規則」
「労働安全衛生法」(昭和47年6月8日法律第57号)	「労働安全」
「労働安全衛生規則」(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)	「労働安全規則」
「労働契約法」(平成19年12月5日号外法律第128号)	「労契」
「職場における腰痛予防対策の推進について」(平成25年6月18日基発0618第1号)	「基発0618第1号」
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日個情第534号等)	「ガイダンス」
「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年7月1日法律第113号)	「均等法」
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年5月15日号法律第76号)	「育休法」
「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年6月18日号法律第76号)	「パートタイム労働法」

関係法令等名称	略号
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年9月4日法律第64号)	「女性活躍推進法」
「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭和41年7月21日法律第132号)	「労働施策総合推進法」
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123号)	「耐震改修促進法」
「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号)	「土砂災害防止法」
「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な方針」(平成19年8月29日厚生労働省告示289号)	「告示289」
「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)	「社援基725001」
「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」(平成28年7月26日雇児総発0726第1号ほか)	「雇児総0726第1号」
「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(平成28年9月15日雇児総発0915第1号ほか)	「雇児総0915第1号」
「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食発85号別添、平成29年6月16日最終改正)	「大量調理マニュアル」
「社会福祉施設における衛生管理の徹底について」(平成9年3月31日社援施第65号)	「社施65」
「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」(令和6年3月29日労高発0329第2号ほか)	「労高発0329第2号」
「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」(令和7年5月20日基発0520第7号)	「基発0520第7号」

※「愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(令和3年愛媛県規則第23号)による「軽費基準」の技術的読替えは、本マニュアルの「根拠法令等」への記載を省略しています。

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第1 施設運営全般 1 福祉サービス提供の基本方針	1 無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」2-1、 附則3-1	・入所者の立場に立って、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようなサービスの提供を行うこと。	A-1-(1)
	2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」2-2、 附則3-2		
	3 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」2-3、 附則3-3	・サービスの提供に当たっては、関係機関と密接に連携を図ること。	A-1-(1)
	4 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」2-4、 附則3-4	・入所者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な措置を講じること。	B-1-(1)
2 採用及び解雇	1 職員の募集及び採用に当たっては、性別にかかわらず均等な機会を与えているか。	「労基」3(均等待遇) 「均等法」5～8	・性別にかかわらず均等な取扱いをしていないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 職員の採用等に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	「労基」15(労働条件の明示) 「労基規則」5(労働条件の明示事項) 「労働契約法」4(労働契約の内容の理解の促進)	・採用時に労働条件の明示を十分に行っていないので、きちんと明示すること。	B-1-(1)
	3 異動、昇給、昇格時に辞令の交付等をしているか。	「労基」107～109	・異動、昇給、昇格時に辞令の交付を行っていないので、適正に交付すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 採用及び解雇	4 勤務期間が短く、退職者が多くないか。職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	「社福」90 「告示289」	・職員の定着化等を図るための対策が実施されていないので、具体的な対策を実施すること。	B-1-(1)
	5 非常勤職員にも、雇入通知書(雇用通知書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明確にしているか。	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」 6(労働条件に関する文書の交付)	・非常勤職員に勤務条件の明示が行われていないので、正職員同様に明示すること。	B-1-(1)
	6 退職手当、臨時の賃金・最低賃金額、職員の食費、作業用品等の負担、安全・衛生、職業訓練、災害補償・業務外の疾病扶助、表彰・制裁等に関しては、施設として特に定めがある場合は明示事項に追加しているか。	「労基」15(労働条件の明示) 「労基規則」5(労働条件の明示事項)	・退職手当等、施設として特に定めがあるので、明示すること。	B-1-(1)
	7 職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。	「労基」15(労働条件の明示) 「労契」18	・無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので、改善すること。	B-1-(1)
	8 職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。	「労基」107(労働者名簿)、「労基規則」53(労働者名簿の記入事項)	・事業所ごとに、労働者名簿等を作成・整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)
	9 給与(賃金)台帳を整備しているか。	「労基」108(賃金台帳)、「労基規則」54(賃金台帳の記入事項)	・事業所ごとに、賃金台帳を整備していないので、整備すること。	B-1-(1)
	10 解雇の手続きは、適正に行われているか。	「労基」20(解雇の予告)、 21(解雇予告の適用除外)、 22(退職時等の証明)	・解雇の手に不備があるので、改善すること。	A-1-(1)
3 職員給与等の状況	1 給与・諸手当の支給は、給与規程に基づいて適切に支給しているか。	「最低賃金法」3(最低賃金額)、4(最低賃金の効力)	・給与(諸手当)の支給が不適切なので、改善すること。	B-1-(1)
	2 初任給格付及び昇給・昇格の基準は明確か。(規程で定められているか。)		・初任給格付又は昇給・昇格の基準がない(不明確)なので、策定(改善)すること。	B-1-(1)
	3 初任給格付及び昇給・昇格は、決裁を得て、記録を整備しているか。		・決裁を得るとともに、記録として整備すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 職員給与等の状況	4 宿直手当及び日直手当は、毎年度計算し、許可条件以上の額であるか確認しているか。	「労基」32(労働時間)、41(労働時間等に関する規定の適用除外) 「労基規則」23(宿日直勤務) 「社施160」	・宿日直手当の額が不適正なので、適正に支給すること。	B-1-(1)
	5 宿直又は日直の勤務で断続的な勤務については、労働基準監督署の許可を得ているか。		・労働基準監督署の許可を得ること。	B-1-(1)
	6 夜勤手当及び超過勤務手当の算出は適正か。	「労基」37(時間外、休日及び深夜の割増賃金)	・夜勤手当(超過勤務手当)の算出に不備があるので、適性に算出すること。	B-1-(1)
	7 社会保険への加入は適正か。 (健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)	「健康保険法」13 「厚生年金保険法」6 「雇用保険法」5 「労働者災害補償保険法」3	・社会保険に加入していないので、加入すること。	A-1-(1)
4 労働安全衛生	1 (職員50人以上の施設において) 衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ているか。	「労働安全」12(衛生管理者)、12の2(安全衛生推進者等)、13(産業医等)、	・衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ること。	B-1-(1)
	2 労使で構成する衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催しているか。また、委員会の議事の概要を職員に周知しているか。	18(衛生委員会)、「労働安全規則」7(衛生管理者の選任)、13(産業医の選任)、22(衛生委員会の付議事項)、23(委員会の会議)	・衛生委員会を設置すること。 ・毎月1回以上開催し、議事の概要を職員に周知すること。	B-1-(1)
	3 (職員10人以上50人未満の施設において) 衛生推進者を選任しているか。		・衛生推進者を選任すること。	B-1-(1)
	4 健康診断(雇入時、定期)を適切に実施しているか。	「労働安全」66(健康診断)「労働安全規則」44(定期健康診断)、43(雇入時の健康診断)、45(特定業務従事者の健康診断)、51(健康診断結果の記録の作成) 「基発0618第1号」	・健康診断を受診していない職員がいるので、健康診断を適切に実施すること。	B-1-(1)
	5 全員が受診できる体制を確保しているか。		・受診体制の整備が十分でないので、改善すること。	B-1-(1)
	6 必要な検査項目を満たしているか。		・一部検査項目に不備があるので、改善すること。	B-1-(1)
	7 健康診断個人票を作成し、保管しているか。		・健康診断個人票の作成、保管に不備があるので、改善すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 労働安全衛生	8 夜間業務に従事する職員には、6月に1回健康診断を実施しているか。		・夜間業務に従事する職員について、6月に1回の健康診断を実施していないので、実施すること。	B-1-(1)
	9 熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知を行っているか。 ・事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知を行っているか。 【留意点】 ・WBGT値（暑さ指数）を活用し、WBGT基準値に基づく評価等を行っているか。 ・作業環境管理は適切か（WBGT値の低減、休憩場所の整備）。 ・作業管理は適切か（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装等、作業中の巡視、連絡体制の整備）。 ・健康管理は適切か（健康診断結果に基づく対応等、日常の健康管理等、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認）。 ・労働安全衛生教育（研修等）を行っているか。 ・緊急連絡網の作成及び周知を行っているか、救急処置の手順を定めているか。	「労働安全規則」612の2 「職場における熱中症予防基本対策要綱（基発0520第7号）」	・WBGT値（暑さ指数）を活用し、WBGT基準値に基づく評価等を行っていないので改善すること。 ・作業環境管理が不十分であるので改善すること。 ・作業管理が不十分であるので改善すること。 ・健康管理が不十分であるので改善すること。 ・労働安全衛生教育（研修等）を行っていないので、行うこと。 ・緊急連絡網の作成及び周知や救急処置の手順を定めていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1) B-1-(1)
5 職員研修の実施状況	1 職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や施設内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」24-3 (附則10) 「社福」90 「告示289」	・研修の機会が確保されていないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 研修の成果を十分活用しているか。(研修終了後の資料の閲覧や報告会の開催等により、不参加の職員にも周知させる等、研修成果を活用する。)		・研修計画を立てるとともに、効果的な職員研修を実施すること。	B-1-(1)
	3 資格取得に関する機会の提供や情報提供を行う等、施設として配慮しているか。		・研修の成果を生かすよう工夫すること。	B-1-(2)
	4 入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めているか。 また、医療・福祉関係資格を有さない新規採用職員に対して、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させるよう努めているか。 なお、義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とする。	「軽費条例」2 →「軽費基準」24-3 (附則10) 「軽費通知」第5-10(3)	・認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。	B-1-(1)
	・医療・福祉関係の資格を有さない職員について、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させること。		B-1-(1)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	1 就業規則を整備しているか。	「労基」89(作成及び届出の義務)、90(作成の手続き)、106(法令等の周知義務)	・就業規則が整備されていないので、職員10人以上の施設では整備すること。	A-1-(1)
	2 必要事項の記載等、内容は適正か。		・記載事項に不備があるので、必要な記載事項を整備すること。	B-1-(1)
	3 労働基準監督署に就業規則を届け出ているか。(10人未満の施設については、作成の義務こそないが、労使関係の基本であるから、労働条件の明示の観点から作成が望ましい。)		・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	4 内容と現状に差異はないか。(もしあれば、規定又は現状のいずれかを正すことになる。)		・規則と現状の(著しい)差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)
	5 職員に十分周知しているか。		・職員に周知すること。	B-1-(1)
	6 作成手続等は適切であるか。		・作成(変更)について、職員側に提示して、意見を聴くこと。	B-1-(1)
	7 給与規程を整備しているか。	「労基」89(作成及び届出の義務)、15(労働条件の明示)、「労基規則」5(労働条件)	・給与規程を整備すること。	A-1-(1)
	8 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。		・給与及び諸手当の支給基準が不明確なので、改善すること。	B-1-(1)
	9 給与規程等と実態に差異はないか。		・規程と実態の(著しい)差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)
	10 労働基準監督署に届け出ているか。		・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	11 育児休業に関する規程を整備しているか。	「育休法」 5(育児休業の申し出)	・育児休業に関する規程を整備すること。規程内容に不備があるので、改善すること。	A-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	12 育児休業規程と実態に差異はないか。	6(育児休業の申し出があった場合における事業主の義務等)	・規程内容と実態の差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)
	13 育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定めて（就業規則や別規程で定めて）、労働基準監督署に届け出ているか。	9(育児休業期間)	・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	14 子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。 【7.4.1改正：子の範囲は小学校3年生修了までに拡大。取得事由が2項目から4項目に拡大】	16の8(子の看護等休暇の申出)	・子の看護等休暇制度について、適切に実施すること。	B-1-(1)
	15 育児休業及び小学校就学前の子を養育する労働者の所定外労働、時間外労働の制限を適切に実施しているか。 【7.4.1改正：所定外労働制限の子の範囲が3歳未満から、時間外労働制限の小学校就学前と同様に拡大】	16の2(所定外労働の制限) 17(時間外労働の制限)	・育児休業及び所定外労働、時間外労働の制限を適切に実行すること。	B-1-(1)
	16 職員の配置について配慮しているか。	19(深夜労働の制限)	・職員の配置に関する配慮について、適切に実施すること。	B-1-(1)
	17 育児休業及び出生時育児休業制度の雇用環境整備、個別の周知・意向確認を行っているか。 (意向確認は7.10.1から義務)	22-1(雇用環境の整備)、 21の2(育児休業等の周知)、 21-1(妊娠申出場合等の措置)	・職員への周知、意向確認を行うこと。	B-1-(1)
	18 育児休業及び短縮措置を適切に実施しているか。	23-1(勤務時間の短縮等の措置)	・短縮措置を適切に実施すること。	B-1-(1)
	19 育児期（3歳から小学校就学前）の柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、適切な時期に対象者に周知するとともに、意向確認を行っているか。 (7.10.1から新設の義務)	23の3(勤務時間の短縮等の措置)	・育児期の柔軟な措置を講じ、周知、意向確認を行うこと。	B-1-(1)
	20 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件を緩和しているか。	5(育児休業の申出)	・育児休業に関する規程を整備すること。	B-1-(1)
	21 出生時育児休業制度を創設しているか。		・出生時育児休業制度に関する規程を整備すること。	B-1-(1)
	22 育児休業及び出生時育児休業を分割して2回取得可能としているか。	9の2-2(出生時育児休業)	・出生時育児休業制度に関する規程を整備すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	23 介護休業に関する規程を整備しているか。	11(介護休業の申出)	・介護休業に関する規程を整備すること。規程の内容に不備があるので、改善すること。	A-1-(1)
	24 介護休業規程と実態に差異はないか。	12(介護休業の申出があった場合における事業主の義務等)	・規程内容と実態に差異が見られるので、改善すること。	B-1-(1)
	25 介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定めて（就業規則や別規程で定めて）、労働基準監督署に届け出ているか。	15(介護休業期間)	・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	26 介護休業及要介護状態にある対象家族を介護する労働者の所定外労働、時間外労働の制限を適切に実施しているか。	16の9(所定外労働の制限) 18(時間外労働の制限)	・介護休業及び所定外労働、時間外労働の制限を適切に実行すること。	B-1-(1)
	27 労働者の配置について配慮しているか。	20(深夜労働の制限)	・職員の配置に関する配慮について、適切に実施すること。	B-1-(1)
	28 介護休業及び短縮措置を適切に実施しているか。	23-3(勤務時間の短縮等の措置)	・短縮措置を適切に実施すること。	B-1-(1)
	29 介護休業及び介護両立支援制度の雇用環境整備、個別の周知・意向確認を行っているか。	22-2(雇用環境の整備)、 21の2(育児休業等の周知)、 21-2(妊娠申出場合等の措置)	・職員への周知・意向確認を行うこと。	B-1-(1)
	30 職員が40歳に達する日の年度又は翌日から1年間に、介護休業制度等理解と関心を深めるために内容を知らせているか。	21-3(妊娠申出場合等の措置)	・職員への周知を行うこと。	B-1-(1)
	31 職員に宿日直をさせる場合は、労働基準監督署の許可を得ているか。許可を得ていない場合は、超過勤務手当の支給が必要となる。	「労基」41(労働時間等に関する規定の適用除外) 「労基規則」23(宿日直の許可)	・宿日直の許可を受けていないので、許可を受けておくこと。	B-1-(1)
	32 許可条件を遵守しているか。	「社施160」	・許可条件によって宿日直を実施していないので、改善すること。	B-1-(1)
33 監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署の許可を受けているか。	「労基」41(労働時間等に関する規定の適用除外) 「労基規則」34(適用除外の許可)	・監視又は断続的労働に関する許可を受けていないので、許可を受けておくこと。	B-1-(1)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	34 許可条件を遵守しているか。		・許可条件によって宿日直を実施していないので、改善すること。	B-1-(1)
	35 協定等については、常時見やすい場所に掲示又は備え付け、書面交付その他の方法により職員に周知しなければならない。	「労基」106(法令等の周知義務)	・職員への周知方法に不備があるので、改善すること。	B-1-(1)
	36 時間外労働及び休日労働を行う場合は、36協定を締結しているか。	「労基」36(時間外及び休日の労働)	・36協定を締結すること。	B-1-(1)
	37 労働基準監督署に届け出ているか。	「労基規則」16(時間外及び休日労働の協定)	・労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	38 労働時間の記録に関する書類を保存しているか。	「労基」109(記録の保存) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・労働時間に関する記録が整備されていないので、整備すること。	B-1-(2)
	39 時間外労働及び休日労働に対し、適正な割増賃金が支給されているか。	「労基」37(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、38(時間計算)	・法定労働時間を超えて労働した場合は、適正な割増率により計算した割増賃金を支給すること。	B-1-(1)
	40 賃金から、給食費や親睦会費等、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、協定を締結しているか。(労働基準監督署への届出は不要)	「労基」24(賃金の支払)	・法定外の経費を控除するためには、24協定を締結すること。 ・協定内容、手続が不適切であるので、改善すること。	B-1-(1)
	41 口座振込みに関する個人の書面による同意を得ているか。(労働基準監督署への届出は不要)	「労基規則」7の2(賃金の支払い方法)	・実施に当たり、職員から書面による同意を得ること。	B-1-(1)
42 休憩時間を除き、1週間に40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き、1日に8時間を超えて、労働させていないか。	「労基」32(労働時間)、32(労働時間等に関する規定の適用除外)	・労働時間に問題があるので、法定労働時間を遵守すること。	B-1-(1)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
6 各種規程等の整備状況	43 1月変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	「労基」32の2(1月変形労働時間制)	・協定の締結を行うとともに、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	44 1年間変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	「労基」32の4(1年間変形労働時間制)	・協定の締結を行うとともに、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)
	45 短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。 ・不合理な待遇差の禁止：職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止 ・差別的取扱いの禁止：職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止	「パートタイム労働法」8,9	・基本給や賞与において、短時間・有期労働者と通常の労働者（正職員）との間に不合理な待遇差が認められるので、改善すること。	B-1-(1)
	46 短時間・有期雇用労働者の雇い入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。 ・説明の対象 ①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換	「パートタイム労働法」14-1	・短時間・有期雇用労働者を雇い入れる時には、必要な事項を説明すること。	B-1-(1)
	47 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場合、適切に対応しているか。 また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いを行っていないか。	「パートタイム労働法」14-2	・通常の労働者（正職員）との待遇差について、短時間・有期雇用労働者から説明を求められた場合は、説明を行うこと。	B-1-(1)
7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	1 【常用労働者数101人以上の一般事業主】 一般事業主行動計画において、国が定める各区分から1項目以上（計2項目以上）を選択し、それぞれ関連する数値目標を設定し、労働局に届け出ているか。 ・項目は、次のとおり。 ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 採用した労働者に占める女性労働者の割合、管理職に占める女性労働者の割合 等 ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 男女の平均継続勤務年数の差異、労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 等	「女性活躍推進法」8-1～3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」2の2	・行動計画を定め、労働局に届け出ること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	<p>2 【常用労働者数101人以上の一般事業主】 女性の職業生活における活躍の推進に関する情報について、国が定める各区分から1項目以上（計2項目以上）を選択して公表しているか。</p> <p>・項目は、次のとおり。 ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績 ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績</p>	「女性活躍推進法」8-5	・女性の職業生活における活躍に関する情報を公表すること。	B-1-(1)
	<p>3 パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じているか。 また、パワーハラスメント相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>・講ずべき措置は、次のとおり。 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 事後の迅速かつ適切な対応 等</p> <p>顧客等（入所者又はその家族等）からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）防止のための取組みも雇用管理上の配慮として行うことが望ましい。 （相談体制の整備、被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組など）</p>	「軽費条例」2 →「軽費基準」24-4 （附則10） 「軽費通知」第5-10（4） 「労働施策総合推進法」30の2-1・2	<p>・パワーハラスメント防止のための措置を講ずるよう努めること。</p> <p>・パワーハラスメントの相談を理由として不利益な取扱いを行っているので、改善するよう努めること。</p>	B-1-(1)
	<p>4 セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための措置を講じているか。 また、セクシュアルハラスメント相談等を理由とした不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>・講ずべき措置は、次のとおり。 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 事後の迅速かつ適切な対応 等</p>	「軽費条例」2 →「軽費基準」24-4 （附則10） 「軽費通知」第5-10（4） 「均等法」11-1～3 「育休法」25	<p>・セクシュアルハラスメント防止のための措置を講ずること。</p> <p>・セクシュアルハラスメントの相談を理由として不利益な取扱いを行っているので、改善すること。</p>	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 女性の活躍推進・ハラスメントの防止等	5 職場環境向上のためにセクハラ（セクシャルハラスメント）やパワハラ（パワーハラスメント）に関する研修を実施しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」24-3、4 （附則10）	・セクハラやパワハラに関する研修の実施を検討すること。	B-2
8 休憩・休日	1 休憩や休日が適正に与えられているか。	「労基」34(休憩)、35(休日) 「労基規則」31、33(適用除外)	・適用除外事由がない場合には、休憩や休日は適正に与えること。	B-1-(1)
	2 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。	「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」2	・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。	B-2
9 有給休暇	1 適正な有給休暇制度が導入されているか。	「労基」39(年次有給休暇)	・継続勤務年数に基づき、付与日数の範囲内で、有給休暇制度が消化されるようにすること。	B-1-(1)
	2 就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について、規定しているか。	「労基」89(作成及び届出の義務)	・就業規則に時季指定の規定がないので、規定すること。	B-1-(1)
	3 年10日以上、年次有給休暇が付与される職員に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日確実に取得させているか。	「労基」39(年次有給休暇)	・対象職員について、年5日確実に取得させること。	B-1-(1)
10 現金・預金の管理状況	1 現金、預貯金通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と印鑑は、別々の者が管理しているか。	「雇児488」 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について（H31.3）県通知」	・現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 会計事務について相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。	「高齢者施設等における利用者預り金の適正管理の徹底について（R2.1）県通知」	・会計事務を相互に牽制できる事務分掌や職務権限が確立されていないので、改善すること。	B-1-(1)
	3 不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。		・不適切な支出が認められたので、是正すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 現金・預金の管理状況	4 金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか。		・支出の書類に請求書等が添付されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	5 入所者預り金について、預り金規程が整備され、規程に基づき適正に管理されているか。		・入所者預り金規程が整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)
			・入所者預り金が、規程に基づき適正に管理されていないので、改善すること。	B-1-(1)
11 入札方法・契約手続	1 稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	「雇児488」、「雇児総0329第1号」	・稟議書等で意思決定等の過程が明確になっていないので、改善すること。	B-1-(2)
	2 予定価格が適正に設定されているか。		・予定価格が適正に設定されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	3 契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。		・契約書又は請書が作成されていないので、作成すること。	B-1-(2)
	4 随意契約とする理由が明示されているか。		・随意契約とする理由が明示されていないので、改善すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第2-1 災害対策 1 管理体制	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的又は監督的地位にある者を選任しているか。	「消防法」8 「消防法規則」3-2	・防災管理者を選任していないので、選任すること。	B-1-(1)
			・防火管理者の届出（変更届を含む）をしていないので、届け出ること。	
	2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。		・業務を適正に行うこと。	
	3 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	「消防法」8の3 「消防法令」4の3 「消防法規則」4の3	・カーテン、絨毯等が防災性能を有していないので、改善すること。	B-1-(2)
	4 夜間の防災対策が十分確保されているか。	「社施107」 「社施2153」	・夜間の防災体制がとれていないので、改善すること。	B-1-(1)
2 消防計画等	1 消防計画を作成し、消防署に届け出ているか。変更の届出をしているか。	「消防法」8 「消防法規則」3 「軽費条例」3-1	・消防計画を作成し、消防署に届け出ること。	B-1-(1)
			・消防計画の変更を届け出していないので、変更届を消防署に届け出ること。	
3 施設防災計画等	1 地震、風水害及び施設周辺地域の環境や立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 また、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン（平成28年11月1日28長第708号）」等に基づいた取組を実施しているか。	「社施59、157」 「社施5」 「社施121、102」 「社施91」 「社施107」 「事務連絡」(22.3.15) 「軽費条例」3 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン(H28.11)県通知」 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(H29.6)国通知」	・施設防災計画が掲示されていないので、施設内の見やすい場所に掲示すること。 ・施設防災計画の点検・見直しを実施していないので、実施すること。	B-1-(1)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。		・非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 消防署立入検査	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	「消防法」4	・消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので、改善すること。	B-1-(1)
5 避難訓練	1 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。(避難訓練及び消火訓練は年2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練が行われているか。)	「消防法令」3の2-2 「消防法規則」3-10 「軽費条例」3-2 「社施107」	・定期的な避難訓練等が実施すること。 ・夜間を想定した訓練を実施すること。	B-1-(1)
	2 訓練結果の記録の整備をしているか。	「消防法規則」4の2の4	・訓練記録を整備すること。 ・訓練記録が不十分であるので、是正すること。	B-1-(1) B-2
	3 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めているか。	「軽費条例」3-3	・地域住民の参加が得られるよう努めること。	B-2
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。	「軽費条例」3-4	・訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行うこと。	B-1-(1)
6 消防用設備等	1 消防用設備等の点検及び報告等を実施しているか。 ・消防設備士又は消防設備点検資格者による告示に定める設備等の点検と、その結果の消防署への報告が義務付けられている。	「消防法」17の3の3 「消防法令」36-2 「消防法規則」31の6 消防庁告示第9号	・消防用設備等の点検及び報告を行っていないので、実施すること。	B-1-(1)
	2 消防用設備等の自主点検を行っているか。		・消防用設備等の自主点検を行っていないので、実施すること。	B-1-(1)
	3 消防用設備等を設置しているか。 ・消防用設備等に関する設置基準は以下のとおり規定されている。 ①消火設備に関する設置基準＝施行令第10条～20条 ②警報設備に関する設置基準＝施行令第21条～24条 ③避難設備に関する設置基準＝施行令第25条～26条 ④消防用水に関する設置基準＝施行令第27条 ⑤消火活動上必要な施設に関する設置基準＝施行令第28条～29条の3 等	「消防法令」10～29-3	・法令上設置が義務付けられているので、設置すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
7 浸水・土砂災害対策	1 指定区域に所在しているか否か点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険渓流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域 等	「社施121,102」	・指定区域に所在するか確認すること。	B-1-(1)
	2 施設防災計画やマニュアル等が作成されているか。	「軽費条例」3	・計画等が作成されていないので、作成すること。	B-1-(1)
	3 災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知しているか。		・体制を整備し、職員に周知すること。	B-1-(1)
	4 定期的に、避難・救出その他必要な訓練を行っているか。		・定期的に必要な訓練を行うこと。	B-1-(1)
	5 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めているか。		・地域住民の参加が得られるよう努めること。	B-2
	6 災害時に必要な、備品・食糧等の備蓄はあるか。 ・災害時に施設入所者の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品、介護用品等の備蓄		・必要な備蓄を行うこと。	B-1-(1)
	7 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に所在し、市町が作成する地域防災計画に要配慮者利用施設として記載されている場合、避難確保計画を作成し、市町へ提出しているか。		「水防法」15の3-1、2 「土砂災害防止法」8の2-1、2	・避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。
	8 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、実施後に市町へ報告しているか。	「水防法」15の3-5 「土砂災害防止法」8の2-5	・定期的に研修・訓練を実施すること。 ・実施後は市町へ報告すること。	B-2

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
8 地震・津波対策	1 愛媛県耐震改修促進計画に基づき、重点的に耐震化を図る建築物に該当するか。(該当しない建築物についても、自主的な耐震化対策は必要であることを指導する。) ・特定建築物（愛媛県耐震改修促進計画基本方針） (施行令第6条) 老人ホーム 階数が2、床面積1,000㎡以上、昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの	「耐震改修促進法」6-1 愛媛県耐震改修促進計画	・特定建築物に該当するか確認すること。	B-1-(1)
	2 耐震性能の把握を目的とした耐震診断が実施されているか。		・耐震診断を実施すること。	B-1-(1)
	3 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		・耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行うこと。	B-1-(1)
	4 地震時の総合的な安全対策が行われているか。 ・窓ガラス、天井、外壁等落下危険物等の飛散、落下防止対策 ・ブロック塀の倒壊防止対策 ・エレベーターの閉じ込め防止対策		・総合的な安全対策を実施すること。	B-1-(1)
	5 施設防災計画やマニュアル等が作成されているか。	「軽費条例」3 「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について(H30.10) 国通知」 「愛媛県防災対策基本条例」19	・計画等が作成されていないので、作成すること。	B-1-(1)
	6 災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知しているか。		・体制を整備し、従業員に周知すること。	B-1-(1)
	7 定期的に、避難・救出その他必要な訓練を行っているか。		・定期的に必要な訓練を行うこと。	B-1-(1)
	8 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めているか。		・地域住民の参加が得られるよう努めること。	B-2
	9 災害時に必要な、備品・食糧等の備蓄はあるか。 ・災害時に施設入所者の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品、介護用品等の備蓄		・必要な備蓄を行うこと。	B-1-(1)
	10 福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。		・制度の認識に努めること。	B-1-(2)
	11 津波災害警戒区域内に所在し、市町が作成する地域防災計画に避難促進施設（要配慮者利用施設）として記載されている場合、避難確保計画を作成し、市町へ提出しているか。		「津波防災地域づくりに関する法律」71-1	・避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
8 地震・津波対策	12 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、実施後に市町へ報告しているか。	「津波防災地域づくりに関する法律」71-2	・定期的に研修・訓練を実施すること。 ・実施後は市町へ報告すること。	B-2
9 原子力災害対策	1 原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 P A Z : 原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域【伊方町】 U P Z : 原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域から P A Z を除いた地域【伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町】	愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編 第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動	・重点区域に所在しているか否かを把握すること。	B-1-(1)
	2 施設防災計画やマニュアル等が作成されているか。	「軽費条例」3 「社会福祉施設等における『原子力災害避難計画』作成ガイドライン」（H25.4 愛媛県保健福祉部）	・施設防災計画等を作成すること。	B-1-(1)
	3 組織体制が整備されているか。 ・重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めているか。 ※重点市町【伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町】		・組織体制を整備すること。	B-1-(1)
	4 緊急連絡体制を整備しているか。 ・重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。		・緊急時連絡体制を整備すること。	B-1-(1)
	5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。		・防災教育及び定期的な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	6 災害時に必要な備品・食糧等の備蓄はあるか。 ・利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。		・災害時に必要な備蓄を行うこと。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第2-2 防犯対策 1 防犯体制	1 来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「雇児総0726第1号」 「雇児総0915第1号」 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン(H28.10)県通知」	・来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りが確認できるようにすること。	B-1-(2)
	2 夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めたり、警備員室・夜勤室等の前を通る動線としたりしているか。		・夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めるなど、防犯体制を見直すこと。	B-1-(2)
	3 防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。		・防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。	B-1-(2)
	4 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		・門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。	B-1-(2)
	5 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、入所者や家族に対して注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。		・危険箇所を把握し、注意喚起を行うこと。	B-1-(2)
	6 施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。		・施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)
2 防犯対策の点検状況	1 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン（平成28年10月31日28障第807号）」に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。		・チェックリストを作成すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第2-3 業務継続計画 1 計画の策定	1 感染症や非常災害の発生時を想定した業務継続計画（BCP）を策定しているか。 (参考) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」 (記載内容) ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携	「軽費条例」2 →「軽費基準」24の2 (附則10) 「軽費通知」第5-11	・業務継続計画を策定すること。	B-1-(1)
	2 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。		・感染症に係る業務継続計画において、初動対応が不十分であるので、見直すこと。	B-1-(1)
2 研修及び訓練	1 業務継続計画についての研修を年2回以上定期的実施しているか。 また、新規採用時に、業務継続計画についての研修を実施しているか。 なお、研修にはすべての職員が参加することが望ましい。		・業務継続計画の定期的な見直し、変更を行っていないので、見直しを行うこと。	B-1-(1)
	2 業務継続計画についての訓練（シミュレーション）を年2回以上定期的実施しているか。 なお、訓練には、すべての職員が参加できるようにすることが望ましい。 (訓練内容) ・施設内の役割分担の確認 ・感染症等が発生した場合に実践するケアの演習 等		・職員研修を年2回以上定期的実施すること。	B-1-(1)
			・訓練を年2回以上定期的実施すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第3① 人員基準 (ケアハウス) 1 施設長 (管理者)	1 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」5-1 「社福」19-1	・施設長の資格要件を満たしていない。	A-1-(1)
	2 施設長は専従常勤の者か。 (施設長は、当該施設の職員としての職務に従事する場合、他の事業所、施設の管理者又は職員としての職務に従事する場合は兼務が可。)	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-4	・施設長の兼務に問題がある。 ・施設長の兼務に軽微な問題がある。又は勤務実態が不明確である。	A-1-(1)
	3 施設長は職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」22-1	・運営管理上、(軽微な)問題がある。	B-1-(1)
	4 施設長は職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」22-2	・運営管理上、(軽微な)問題がある。	B-1-(1)
2 生活相談員	1 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-1(2)	・基準に定める必要な人員が確保されていないので、改善すること。	A-1-(1)
	2 1人以上は常勤の者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-5		
	3 社会福祉主事の資格を有する者等となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」5-2 「社会福祉法」19-1		
	4 生活相談員又は介護職員は、減員した場合でも、いずれか1人は配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-9		
3 介護職員	1 常勤換算方法で、以下の一般入所者の数に応じて、介護職員を配置しているか。(減員可能規定あり) ※一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていない者) ○一般入所者の数が30を超えない場合 → 1以上 ○一般入所者の数が30を超えて80を超えない場合 → 2以上 ○一般入所者の数が80を超える場合 → 2に相当数を加えた数	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-1(3)		
	2 1人以上は常勤の者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-7		

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
4 栄養士	1 1人以上配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-1(4)	・基準に定める必要な人員が確保されていないので、改善すること。	A-1-(1)
	2 栄養士のうち1人は、常勤の者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-10		
	3 入所定員40人以下の施設で栄養士を配置していない場合は、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることで適切な栄養管理が行われているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-1 「軽費通知」第3-1(2)		
5 事務員	1 1人以上配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-1(5)		
	2 1人以上は常勤の者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-10		
	3 入所定員60人以下の施設、社会福祉施設に併設した施設で事務員を置かない場合は、入所者に提供するサービスに支障がないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-11		
6 調理員その他の職員	1 施設の実情に応じた適当数を配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-1(6)		
	2 調理業務の全部を委託するケアハウスにあっては、調理員を置かないことができる。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-1		
	3 「本体施設」が介護老人保健施設又は介護医療院であるサテライト型軽費老人ホームにあっては、本体施設の調理員又はその他の従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、調理員又はその他の職員を置かないことができる。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-12		
	4 「本体施設」が診療所であるサテライト型軽費老人ホームにあっては、本体施設のその他の従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、その他の職員を置かないことができる。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-12		
7 入所者数の算定	1 職員の員数を算定する場合の入所者数は、前年度の平均値としているか（小数点第2位切上げ）。ただし、新設又は再開の場合は推定数としているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-12 「軽費通知」第3-1(3)	・入所者数の算定を誤っているので、算定し直すこと。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
8 常勤換算方法による職員数の算定等	<p>1 常勤換算は、職員の勤務延時間の総数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間（32時間が下限。）で除して算定しているか。</p> <p>ただし、母性健康管理措置、育児・介護休暇法の所定労働時間の短縮等の措置若しくは事業場における治療と仕事の両立ガイドラインに沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、常勤換算方法で1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>【常勤要件】</p> <p>母性健康管理措置又は育児、介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは事業場における治療と仕事の両立ガイドラインに沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置の対象者は、入所者の処遇に支障がない体制が整っている施設においては、30時間で常勤と認められる。</p> <p>また、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業、傷病休暇、病気休暇に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。</p>	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-3 「軽費通知」第3-1(3)	・常勤換算方法による職員数の算定が誤っているため、算定し直すこと。	B-1-(1)
9 職員の専従	<p>1 職員は専ら施設の職務に従事しているか。ただし、当該軽費を運営する法人内の他の職務であつて、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で勤務することは差し支えない。</p>	「軽費条例」2 →「軽費基準」6 「軽費通知」第3-1(3)	・専従でなければならない職員が、専従となっていなかったため、改善すること。	B-1-(1)
10 宿直勤務等	<p>1 夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせているか。敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は不要。</p>	「軽費条例」2 →「軽費基準」11-13	・夜勤者又は宿直者を配置すること。	B-1-(1)
11 テレワーク	<p>1 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種でテレワークを行う際は、個人情報適切に管理し、利用者の処遇に支障が生じていないか。</p>	「労高発0329第2号」	個人情報の管理、利用者の処遇に支障が出ているので改善すること。	B-1-(1)
12 人事管理	<p>1 退職者が多い施設については、原因を把握するとともに、処遇改善等も含めた職員の定着化に努めているか。</p>	「社福」90 「軽費条例」2 →「軽費基準」24	・退職者が多いので、処遇改善等も含めた職員の定着化に努めること。	A-1-(1)
	<p>2 勤務表作成に当たっては、特定の職員の負荷が過大とならないよう配慮した上で、日々の勤務時間や職員配置等を行っているか。</p>		・特定の職員の負荷が過大とならないように、勤務時間や職員配置等を行うこと。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 介護職員	3 主任介護員は常勤の者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-7	・基準に定める必要な人員が確保されていないので、改善すること。	A-1-(1)
4 看護職員	1 常勤換算方法で、1以上（入所者の数が130以下の場合）以上配置しているか。 2 1人以上は常勤の者となっているか。（特定施設介護を行う軽費老人ホームA型を除く。）	「軽費条例」2 →「軽費基準」 附則6-1(4)イ 附則6-2(3)イ 「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-8		
5 栄養士	1 1人以上配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1(5)		
	2 配置している栄養士は、常勤の者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-9		
	3 併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより栄養士を配置していない場合、入所者に提供するサービスに支障はないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1		
6 事務員	1 2人以上配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1(6)		
	2 1人以上（入所定員が110人以下の場合）は、常勤の者となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-10		
	3 併設する特別養護老人ホームの事務員との連携を図ることにより事務員を配置していない場合、入所者に提供するサービスに支障はないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1		
7 医師	1 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1(7)		
	2 併設する特別養護老人ホームの医師との連携を図ることにより医師を配置していない場合、入所者に提供するサービスに支障はないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1		
8 調理員その他の職員	1 施設の実情に応じた適当数を配置しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1(8)		
	2 併設する特別養護老人ホームの調理員その他の職員との連携を図ることにより当該職員を配置していない場合や調理業務の全部を委託しているため調理員を配置していない場合、入所者に提供するサービスに支障はないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-1		
9 入所者数の算定	1 職員の員数を算定する場合の入所者数は、前年度の平均値としているか（小数点第2位切上げ）。新設の場合は推定数としているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-3 「軽費通知」第3-1(3)	・入所者数の算定を誤っているので、算定し直すこと。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 常勤換算方法による職員数の算定等	<p>1 常勤換算は、職員の勤務延時間の総数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間（32時間が下限。）で除して算定しているか。</p> <p>ただし、母性健康管理措置、育児・介護休暇法の所定労働時間の短縮等の措置又は治療と仕事の両立ガイドラインに沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、常勤換算方法で1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>【常勤要件】</p> <p>母性健康管理措置又は育児、介護のための所定労働時間の短縮等の措置又は治療と仕事の両立ガイドラインに沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮等の措置の対象者は、入所者の処遇に支障がない体制が整っている施設においては、30時間で常勤と認められる。</p> <p>また、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業、傷病休業、病気休暇に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。</p>	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-4 「軽費通知」第3-1(3)	・常勤換算方法による職員数の算定が誤っているので、算定し直すこと。	B-1-(1)
11 職員の専従	1 職員は専ら施設の職務に従事しているか。ただし、当該軽費を運営する法人内の他の職務であつて、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で勤務することは差し支えない。	「軽費条例」2 →「軽費基準」6 (附則10) 「軽費通知」第3-1(3)	・専従でなければならない職員が、専従となっていなかったため、改善すること。	B-1-(1)
12 宿直勤務等	1 夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則6-11	・夜勤者又は宿直者を配置しておくこと。	B-1-(1)
13 テレワーク	1 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種でテレワークを行う際は、個人情報適切に管理し、利用者の処遇に支障が生じていないか。	「労高発0329第2号」	個人情報の管理、利用者の処遇に支障が出ているので改善すること。	B-1-(1)
14 人事管理	1 退職者が多い施設については、原因を把握するとともに、処遇改善等も含めた職員の定着化に努めているか。	「社福」90 「軽費条例」2 →「軽費基準」24 (附則10)	・退職者が多いので、処遇改善等も含めた職員の定着化に努めること。	A-1-(1)
	2 勤務表作成に当たっては、特定の職員の負荷が過大とならないよう配慮した上で、日々の勤務時間や職員配置等を行っているか。		・特定の職員の負荷が過大とならないように、勤務時間や職員配置等を行うこと。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第4 設備基準 1 居室 (ケアハウス)	1 居室の定員は2人以下となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」10-4(1)、 10-5(1)、(2)	構造・設備等が基準を満たしていないので、改善すること。	A-1-(1)
	2 地階に設けていないか。			
	3 1人当たりの床面積は、21.6㎡(有効面積14.85㎡)以上か。(2人部屋は31.9㎡)			
	4 洗面所、便所、収納設備、簡易な調理設備を備えているか。			
	5 プゼー又はこれに代わる設備が設けられているか。			
(ケアハウスのうち、10程度の居室と近接する共同生活室で構成される区画における基準)	1 居室の定員は2人以下となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」 附則5-4(1)		
	2 居室は地階に設けていないか。			
	3 居室の1人当たりの床面積は、15.63㎡(有効面積13.2㎡)以上か。(2人部屋は23.45㎡)			
	4 居室に洗面所、便所、収納設備、簡単な調理設備を備えているか。便所、簡易な調理設備については、共同生活室ごとの設置も可。			
	5 居室にプゼー又はこれに代わる設備が設けられているか。			
	6 共同生活室は、同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所(談話室、娯楽室、集会室、食堂)としてふさわしい形状を有し、必要な設備及び備品を備えているか。			
(A型)	1 居室の定員は1人となっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」 附則5-4(1)		
	2 地階に設けていないか。			
	3 1人当たりの床面積は、6.6㎡(収納設備を除く。)以上となっているか。			

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 浴室	1 高齢者が入浴するのに適したものとなっているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」10-4(2) 附則5-4(2)		
3 調理室	1 火気を使用する部分は不燃材料を使用しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」10-4(3)、 附則5-4(4)		
	2 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。	「軽費通知」第2-1(5)		
4 医務室 (A型)	1 入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく知事の許可を得ているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」 附則5-4(3) 「軽費通知」第7-2(3)		
5 その他 (ケアハウス)	1 施設内に一齐に放送できる設備やエレベーター（居室が2階以上の階にある場合）を設けているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」10-6		
	2 次の設備、その他の運営上必要な設備を備えているか。 ・談話室、娯楽室又は集会室 ・食堂 ・洗面所 ・便所 ・面談室 ・洗濯室又は洗濯場 ・宿直室 ・事務室	「軽費条例」2 →「軽費基準」10-3		
(A型)	1 ケアハウスに必要な設備のほか静養室、医務室、職員室を備えているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則5-3		

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第5 運営基準 1 運営規程	1 施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」7 (附則10)	・内容が不十分である。 ・規程と現状に(著しい)差異があるので、改善すること。	A-1-(1)
	①施設の目的及び運営の方針 ②職員の職種、数及び職務の内容 ③入所定員 ④入所者に提供するサービスの内容及び利用料金その他の費用の額 ⑤施設の利用に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他施設の運営に関する重要事項	項目⑦	・虐待防止のための措置について定めていないので、定めるよう努めること。	B-1-(1)
2 勤務体制の確保等	1 月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしているか。(兼務の職員について、勤務実態が適切に記録されているか。)	「軽費条例」2 →「軽費基準」24 (附則10) 「軽費通知」第5-10	・勤務表を作成していないので、作成すること。 ・勤務体制が労働基準法上適正でないので、改善すること。	B-1-(1) B-1-(1)
	2 職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮したものとなっているか。		・適切なサービスを提供できる体制になっていないので、改善すること。	B-1-(1)
	3 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか。		・適切なサービスを提供できる体制になっていないので、改善すること。	B-1-(1)
	4 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		・適切な研修を行っていないので、改善すること。	B-1-(1)
	5 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知啓発すること。 ・相談への対応の窓口をあらかじめ定め、労働者に通知すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 入退所	1 入所者は、次の要件を満たしているか。 ① 身体機能等の低下により自立した日常生活を営むことについて、不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものであること。 ② 原則として60歳以上の者であること。	「軽費条例」2 →「軽費基準」13、14 (附則10)	・対象者の入所を実施すること。	B-1-(1)
	2 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めているか。		・入所予定者の心身の状況、生活歴、家族の状況等の把握等に努めること。	B-1-(1)
	3 軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか。		・日常生活を営むことが困難になった入所者に対し、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めること。	B-1-(1)
	4 入所者の退所に際して、居宅サービス計画又は施設サービスの作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報提供に努め、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		・入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者等への情報提供等を含めた連携に努めること。	B-1-(1)
	5 入所者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明を行い、同意を得ているか。 なお、当該同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から文書により締結しているか。また、文書の交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で提供することもできる。	「軽費条例」2 →「軽費基準」12-1、3 ～7 (附則10) 「軽費通知」第4-1(1)	・重要事項説明書に第三者評価の実施状況が記載されていないので、記載すること。 ・重要事項を文書等で明示して説明した上で、文書により契約を締結すること。 ・文書に代えて「電磁的方法」で提供する場合は、基準12-3～7の要件を満たすこと。	B-1-(1)
	6 契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。		「軽費条例」2 →「軽費基準」12-2 (附則10) 「軽費通知」第4-1(2)	・契約解除の条件は、入所者の権利を不当に狭めるものとならないよう改善すること。
4 定員の遵守	1 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。（ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	「軽費条例」2 →「軽費基準」25 (附則10)	・定員が遵守されていないので、遵守すること。	A-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
5 サービス提供の記録	1 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し、2年間保存しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」9-2、15 (附則10) 「軽費通知」第5-2	・入所者のサービスの提供に関する記録の整備(保存)を適切に行うこと。	B-1-(1)
6 利用料	1 利用料として、軽費基準で定める費用以外の費用を受け取っていないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」16 附則7	・対象外の費用を徴収しているので、改善すること。	B-1-(1)
	2 あらかじめ、入所者又は家族に、提供するサービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。		・説明が不十分であるので、改善すること。	B-1-(1)
7 処遇の質の評価等	1 処遇の質の自己評価を行い、常にその改善に努めているか。	「社福」78-1 「老福」20の2	・処遇の質に関する自己評価が行われていないので、実施に努めること。	B-1-(2)
	2 福祉サービス第三者評価を受審しているか。		・福祉サービス第三者評価の積極的な受審に努めること。	B-2
8 サービス提供の方針	1 入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるよう、心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」17 (附則10)	・適切な処遇が行われていないケースが見受けられたので、改善すること。	B-1-(1)
	2 職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明しているか。		・入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、説明すること。	B-1-(1)
	3 入所者が要介護状態等となった場合は、心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」20 (附則10)	・適切な居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じること。	B-1-(1)
9 身体的拘束等	1 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（「身体的拘束等」）を行っていないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」17-3、4、5 (附則10) 「軽費通知」第5-4 「高齢者虐待防止法」 「老発033102」	・不適切な身体的拘束等が行われている事例が認められたので、改善すること。	B-1-(1)
	2 身体的拘束等を実施する場合について、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たしていることを確認し、家族等へ説明の上確認書を取り、実施することとしているか。		・身体的拘束等を行う際に、家族への十分な説明と確認書を保管していないので、改善すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
9 身体的拘束等	3 身体的拘束等を行った場合には、その都度、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。		・経過観察記録が適切に作成されていないので、作成すること。	B-1-(1)
	4 身体的拘束等の記録は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件を満たしていることが確認できる内容となっているか。また、廃止に向けての検討材料となる内容となっているか。		・3要件の確認ができる記録内容となっていないので、記録内容を十分整備すること。	B-1-(1)
	5 幅広い職種（施設長、事務長、介護職員、生活相談員等）で構成する「身体的拘束適正化検討委員会」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 なお、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」）を活用して行うことができる。		・身体的拘束適正化検討委員会が設置されていない（定期的開催されていない）ので、改善すること。	B-1-(1)
	6 「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備しているか。		・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)
	7 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に実施しているか。 また、新規採用時に、身体的拘束適正化の研修を実施しているか。		・職員研修を年2回以上、定期的実施すること。	B-1-(1)
10 生活相談等	1 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」19 (附則10) 「軽費通知」第5-6	・相談体制がとられていないので、改善すること。	B-1-(2)
	2 要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っているか。 特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得ているか。併せて、その経過を記録しているか。		・金銭関係について、書面による事前の同意を得ていないので、得ておくこと。	B-1-(1)
	3 常に家族との連携を図るとともに、入所者と家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。		・家族との交流の機会を設けておくこと。	B-2

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
10 生活相談等	4 外出の機会を確保するよう努めているか。		・入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めること。	B-2
	5 2日に1回以上、入浴又は清しきを行っているか。		・2日に1回以上の入浴又は清しきを行っていないので、改善すること。	B-1-(2)
	6 入所者からの要望を考慮し、適宜入所者のレクリエーションのための行事を実施するよう努めているか。		・適宜レクリエーション行事を実施するよう努めること。	B-2
11 健康の保持	1 ケアハウスの入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」21 「軽費通知」第5-8	・適切に健康診断を行うこと。	B-1-(1)
	2 A型の入所者について、その入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」附則8		
	3 受動喫煙対策を実施しているか。 ・原則屋内禁煙（個室を除く。）であるが、喫煙専用室又は指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室を設置している場合は喫煙可。	「健康増進法」28,29,40	・受動喫煙対策が不十分であるので、改善すること。	B-1-(1)
12 衛生管理等	1 調理従事者の検便は月1回以上実施し、10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」26 (附則10) 「軽費通知」第5-12 「水道法」19、20、22、34の2	・月1回の検便を実施すること。	B-1-(1)
			・10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を受けさせるよう努めること。	B-2
	2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会を設置し、おおむね3月に1回以上、及び必要に応じ随時に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知しているか。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	「愛媛県水道条例」 「愛媛県水道条例施行規則」 「愛媛県飲用井戸等衛生対策要領」 「浄化槽法」10、11 「社援基725001」 「社援基121201」	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会が設置されていない(定期的に開催されていない)ので、改善すること。 ・その結果については、職員に周知すること。	B-1-(1)
3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 (参考) 「介護現場における感染対策の手引き」	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が整備されていないので、整備すること。	B-1-(1)	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
12 衛生管理等	4 感染対策担当者を設置しているか。		・感染対策担当者を決定しておくこと。	B-1-(1)
	5 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上定期的実施しているか。 また、新規採用時に、感染対策研修を実施しているか。 (参考) 「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等		・職員研修を年2回以上、定期的実施すること。	B-1-(1)
	6 支援員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）を年2回以上定期的実施すること。 (訓練内容) ・施設内の役割分担の確認 ・感染症対策をした上でのケアの演習 等	「軽費条例」2 →「軽費基準」26-2-(4) (附則10) 【令和3年4月1日適用】 (令和6年3月31日までは努力義務)	・訓練を年2回以上定期的実施すること。	B-1-(1)
	7 感染症等に対して、発症原因の究明及びその後の予防対策を適切に行っているか。	「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)	・感染症予防対策を実施していないので、適切に実施すること。	B-1-(1)
	8 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、綿密な連携を保っているか。		・必要な場合には連携を行うこと。	B-2
	9 職員の日々の感染罹患状況や健康状態を把握しているか。		・状況把握を、適切に把握すること。	B-2
	10 水道施設について、必要な検査や消毒その他衛生上必要な措置を講じているか。		・水道法等に定める水槽の掃除等の衛生管理を実施していないので、実施すること。	B-2
	11 浄化槽を使用している場合、法定検査や清掃を行っているか。		・浄化槽の定期的な清掃等を行っていないので、行うこと。	B-2
12 入浴設備(循環式浴槽)について、適正に衛生管理が行われているか。		・浴槽水の交換が適正に実施されていないので、改善すること。	B-2	

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
12 衛生管理等	13 入所者の歯ブラシ、ヘアブラシ、ひげそり等は衛生的に管理できているか。(歯ブラシのヘッド部分の接触、ヘアブラシの共用等がないか)		・衛生的な管理ができていないので、改善すること。	B-2
	14 医薬品の使用の有無及び当該医薬品を処方した医療機関からの留意点等説明の有無について、本人又は家族に確認するとともに、必要に応じて当該処方医療機関にも留意点等の確認を行っているか。	「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について (H26.10) 厚生労働省通知」	・医薬品の取扱いや誤薬防止対策が適切でないので、改善すること。	B-1-(1)
	15 職員が医薬品の使用を介助することになった場合は、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用する方法等について、職員に対し、改めて周知徹底しているか。看護職員の配置がある場合には、その指導の下で医薬品の使用の介助が実施されているか。			
	16 医薬品の取り違えについては、入所者の入れ替わりや職員の入れ替わりなどで起きる可能性が高まることを踏まえて、日頃から職員の声かけなどにより、本人確認を徹底しているか。			
13 協力医療機関等	1 入所者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」27 (附則10) 2、3、4、5は6年度から適用 【令和6年4月1日適用】 (令和9年3月31日まででは努力義務)	・入院治療等を円滑に行える協力医療機関を定めておくこと。	B-1-(2)
	2 入所者の病状の急変等に備えるため、次の各号を満たす協力医療機関を定めているか。 ①相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②診療を行う体制を、常時確保していること。 ③入院を原則として受け入れる体制を確保していること。		・契約内容に不適切な事項があるので、改善すること。	B-1-(2)
			B-2	
	3 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を、確認しているか。また、協力医療機関の名称等を知事に届け出ているか。		・協力病院と対応について確認すること。協力医療機関の名称を知事へ届けること。	B-2
	4 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。ただし、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議しているか。		・第二種指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。	B-2
	5 入所者が協力医療機関に入院後、病状が軽快し退院が可能となった場合は、速やかに再入所させることができるよう努めているか。		・入院した入所者が退院可能となっている場合は速やかに再入所させるように努めること。	B-2

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	6 協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。		・入所者の口腔衛生等の観点から定めることが望ましいので、改善を検討すること。	B-2
14 掲示	1 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 なお、書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 また、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」28 (附則10) ウェブサイト掲載は 【令和6年4月1日適用】 (令和7年3月31日までは努力義務)	・必要な掲示を行うこと。 ・ウェブサイトに掲載すること。	B-1-(1) ウェブサイト未掲載は B-2
15 秘密保持等	1 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないことに、留意しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」29 (附則10) 「ガイダンス」 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」	・秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。	B-1-(1)
	2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。			
	3 テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して委員会を開催する場合や電磁的記録により書面を作成・保存する場合に、「ガイダンス」等を遵守しているか。			
16 苦情処理	1 提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、施設内における苦情解決の手続きの明確化、苦情解決手続等の入所者及び施設職員への周知等を行っているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」31 (附則10) 「軽費通知」第5-16 「苦情解決の指針」	・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応すること。	A-1-(1)
			・文書配布及び施設内の掲示により、苦情解決の仕組みを入所者等に周知すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
16 苦情処理	2 苦情を受け付けた場合にはその内容を記録、保管しているか。 また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行っているか。		・苦情の内容等を記録、保管しておくこと。	B-1-(1)
	3 県から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		・指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。	B-1-(1)
	4 県から求めがあったときは、指導又は助言への対応の内容を県に報告しているか。		・指導又は助言への対応の内容を県に報告すること。	B-1-(1)
	5 第三者委員を設置しているか。		・第三者委員を設置し、苦情解決に社会性や客観性を確保すること。	B-1-(1)
	6 苦情の解決結果について、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、事業報告書や広報誌等実績を掲載し、公表しているか。		・苦情の解決結果について、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法等により実績を公表すること。	B-1-(1)
17 地域との連携等	1 施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」32 (附則10)	・地域住民やボランティア団体等との交流を図るようにすること。	B-2
	2 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等、市町との密接な連携に努めているか。	「軽費通知」第5-17	・市町との密接な連携に努めること。	B-2
18 事故発生の防止及び発生時の対応	1 事故発生の防止のための指針を整備しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」33 (附則10)	・指針等の整備を行うこと。	A-1-(1)
	2 事故防止検討委員会を設置し、事故発生時の状況や原因等を分析し、防止策を検討するとともに、その結果を職員に周知徹底しているか。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	「軽費通知」第5-18	・事故防止検討委員会を設置すること。	B-1-(1)
			・事故防止検討委員会の検討結果を職員に周知すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
18 事故発生の防止及び発生時の対応	3 事故の防止策を講じた後に、その効果について評価しているか。		・事故防止策を講じた後のその効果についての評価を行うこと。	B-1-(1)
	4 介護職員その他の職員に対し、事故発生の防止のための研修を年2回以上定期的実施しているか。 また、新規採用時に、事故発生防止の研修を実施しているか。		・事故発生防止のための研修を年2回以上定期的開催すること。	B-1-(1)
	5 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。		・事故発生防止等の担当者を設置すること。	B-1-(1)
	6 事故が発生した場合は、速やかに県、市町、入所者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じているか。		・事故発生時の連絡体制等の対応策を整備しておくこと。	B-1-(1)
	7 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。		・事故の状況及び事故に際してとった措置を記録しておくこと。	B-1-(1)
	8 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		・速やかに損害賠償を行うことができる体制を確保しておくこと。	B-1-(2)
19 虐待防止対策	1 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的開催しているか。 その結果を周知徹底しているか。 なお、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	「軽費条例」2 →「軽費基準」33の2 (附則10) 「軽費通知」第5-19 「高齢者虐待防止法」20、 21	・虐待発生・再発防止検討委員会を定期的開催すること。	B-1-(1)
	2 虐待発生・再発防止のための指針を整備しているか。		・指針等を整備すること。	B-1-(1)
	3 職員に対し、虐待発生・再発防止のための研修を年2回以上定期的実施しているか。 また、新規採用時に、虐待防止の研修を実施しているか。		・虐待発生・再発防止のための職員研修を開催すること。	B-1-(1)
			・虐待発生・再発防止のための職員研修を定期的開催すること。	B-1-(1)
	4 虐待の発生・再発防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		・虐待発生・再発防止の担当者を設置すること。	B-1-(1)
5 虐待発見時の通報先を把握しているか。	・虐待発生時の通報先を把握しておくこと。	B-1-(2)		

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
20 記録の整備	<p>1 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①入所者に提供するサービスに関する計画 (処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか)</p> <p>②提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>③身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	「軽費条例」2 →「軽費基準」9 (附則10)	・入所者の心身の状況に応じた、適切な介護サービスを提供したうえで、記録の整備・保存を行うこと。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
第6 栄養・調理 1 食事・給食	1 栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しているか。夕食時間は午後6時以降が望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。 また、一時的な疾病により、食堂において食事をすることが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行っているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」18 (附則10) 「軽費通知」第5-5	・入所者本人の生活習慣を尊重した適切な食事時間を確保すること。 ・嗜好及び残菜を把握し、献立表に反映すること。 ・食堂において食事をすることが困難な入所者に対して、必要な配慮を行うこと。 ・夕食時間が午後5時前となっているので、改善すること。	B-1-(2)
	2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。		・予定献立表を作成すること。 ・予定献立表には、責任者が関与すること。 ・献立の内容に季節感等の変化をもたらすこと。	B-1-(1)
	3 病弱者に対する献立については、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けているか。 (食事せんによる指示、食事の種類と病名が一致しているか)		・病弱者への献立について、医師の指示を受けて作成すること。	B-1-(2)
	4 給与栄養目標量が適正に設定されているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」18 (附則10) 「軽費通知」第5-5(1) 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」 「健康増進法施行規則」9-1	・給与栄養目標量が設定されていないので、改善すること。 ・最新版の食事摂取基準に基づいていないので、改善すること。	B-1-(2)
	5 献立の作成において、給与栄養目標量を基に食品構成表を作成しているか。		・食品構成表が作成されていないので、作成すること。	
	6 給食材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立会い、検収場で品質、鮮度、異物の混入等につき、点検し、記録しているか。(納入時間、数量、品温等)	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」II-1(4)	・給食材料の検収記録がないので、改善すること。	B-1-(2)
	7 食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにしているか。(前日調理や切込み等を行わないような作業工程となっているか。)	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」II-1(5)	・生鮮食品は当日仕入れを原則とすること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
1 食事・給食	8 食事提供前に検食（間食を含む）を実施し、その記録を残しているか。	「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	・検食の記録がないので、改善すること。	B-1-(1)
			・食事提供後に検食を実施しているため、改善すること。	B-1-(2)
	9 嗜好調査・残菜調査等の各種調査を実施しているか。	「軽費通知」第5-5(1)	・嗜好調査等の各種調査が実施されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	10 食事を欠食した場合は、規程等に基づき返還等の措置を講じているか。		・欠食した場合の措置を講じていないので、改善すること。	B-2
	11 給食日誌を作成しているか。	「軽費通知」第1-8(2)オ	・給食日誌が作成されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	12 各種帳票類（献立表、検食簿等）に施設長等の承認を受けているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」22 (附則10)	・各種帳票類に施設長等の承認を受けていないので、改善すること。	B-1-(2)
	13 職員給食を実施している場合、当該経費の会計処理は適切か。	「社会福祉法人会計基準」	・職員に提供した食材及び食品の支出を「給食費」に計上しており、適切でないため、改善すること。	B-1-(2)
	14 食事、給食に係る苦情、異物混入等の事故対応について、速やかに報告し再発防止に努めているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」31、33 (附則10) 「軽費通知」第1-8(2)ク、ケ 「軽費通知」第5-16、18	・苦情、事故の内容、状況及び採った処置について記録がないので、改善すること。 ・再発防止策を講じていないので、改善すること。	B-1-(1)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 調理業務の委託	1 契約内容、施設と受託業者の業務分担及び経費負担を明確にした契約書となっているか。 (契約書への必要記載項目) ①適正な給食材料の使用、所要の栄養量の確保 ②調理業務者の大半が相当の経験を有すること ③調理従事者への定期的な衛生面・技術面の教育又は訓練の実施 ④調理従事者への定期的な健康診断・検便(保菌検査)の実施 ⑤必要な資料の提出の求めについて ⑥契約不履行時の契約解除 ⑦業務の代行保証 ⑧食中毒等による契約不履行時の損害賠償 ⑨個人情報の保護	「軽費通知」第5-5(3) 「保護施設等における調理業務の委託について」	・契約書に必要な契約項目が記載されていないので、改善すること。	B-1-(1)
	2 業務委託契約について、いわゆる「自動更新」により契約を更新している場合においても定期的に契約内容を見直し、改めて競争入札等を実施し、透明性・競争性を確保しているか。	「軽費通知」第5-5(3) 「雇児総0329第1号」	・社会福祉法人はその高い公益性と非営利性から、財務規律に関する社会的要請が強く、高い透明性や競争性が求められているが、〇年以上契約が見直されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	3 施設が行うべき業務を実施しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」22 (附則10) 「軽費通知」第5-5(3) 「保護施設等における調理業務の委託について」	・受託業者が実施した調理業務従事者の健康診断及び保菌検査の実施結果を確認していないので、改善すること。	B-1-(2)
3 調理室の衛生管理	1 器具・容器等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」26 「軽費通知」第5-12(1) 「社施65」→ 「大量調理マニュアル」 II-3(4)～(9)	・器具・容器等の衛生的な管理ができていないので、改善すること。	B-1-(2)
	2 貯水槽を設置している施設の使用水は、遊離残留塩素が0.1mg/L以上であることを毎日始業前及び調理作業終了後に検査し記録しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」26 (附則10) 「軽費通知」第5-12(1) 「社施65」→ 「大量調理マニュアル」 II-3(12)	・毎日始業前及び調理作業終了後に遊離残留塩素の検査を実施していないので、改善すること。	B-1-(2)

項目	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
3 調理室の衛生管理	3 原材料及び調理済食品を-20℃以下で2週間以上保存されているか。なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存すること。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-5(3)	・原材料及び調理済食品が-20℃以下で2週間以上保存されていないので、改善すること。	B-1-(2)
	4 加熱調理食品の中心温度を測定し、記録しているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-2	・加熱調理食品の中心温度を測定していないので、改善すること。	B-1-(2)
	5 汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区別されているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-3(3)	・汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区別されていないので、改善すること	B-1-(2)
	6 原材料を適切な温度で保存するために冷凍・冷蔵庫の温度を確認し、記録しているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」Ⅱ-4(1)	・冷凍・冷蔵庫の温度の確認・記録がされていないので、改善すること。	B-1-(2)
	7 調理終了後、30分を超えて提供される食品について、搬入・搬出時刻及び保冷設備内温度を記録しているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」 Ⅱ-4(3)①②、(4)	・保冷設備への搬入時刻の記録がないなど不備が認められたので、改善すること。	B-1-(2)
	8 クックチル、クックフリーズ、クックサーブ及び真空調理により施設外で調理している場合、運搬手段について衛生上の適切な措置を講じているか。	「社施65」→ 「大量調理マニュアル」 Ⅱ-4(3)③④ 「保護施設等における調理業務の委託について」	・配送時刻の記録がないなど不備が認められたので、改善すること。	B-1-(2)
	9 調理室の構造、温湿度管理等に問題はないか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」26 (附則10) 「社施65」→ 「大量調理マニュアル」 Ⅱ-5(1)、(2)①③④⑤⑥⑨	・調理室の構造、衛生管理面が適切でないことが認められたので、改善すること。	B-1-(2)
	10 ねずみや昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、駆除作業を半年に1回以上実施しているか。	「軽費条例」2 →「軽費基準」26 (附則10) 「社施65」→ 「大量調理マニュアル」 Ⅱ-5(2)②	・1月に1回以上巡回点検を実施せず、半年に1回以上駆除作業を実施していないので、改善すること。	B-1-(2)